

## 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届について

### ○宅地建物取引業者名簿登載事項変更届の提出期日

免許を受けた宅地建物取引業者は、免許申請書に記載した事項について変更があった場合、変更が生じた日から「30日以内」に、変更届出書と変更内容に応じた添付書類を提出する必要があります。

### ※免許の変更届出等一覧

	変 更 の 種 類	提 出 期 限
1	商号又は名称の変更（社名変更・組織変更）	変更の事実が生じた日から30日以内
2	代表者の変更（就任・退任・氏名変更）	
3	法人の役員の変更（就任・退任・氏名変更）	
4	事務所（本店及び支店）の変更（移転・新設・名称変更・電話番号変更・使用範囲の変更）	
5	政令使用人の変更（就任・退任・氏名変更）	
6	専任の宅地建物取引士の変更（就任・退任・氏名変更）	

### ○変更届出書等の様式の入手方法

愛知県の都市総務課建設業・不動産業室～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～のWebページからダウンロードできます。

なお、届出に際しては、資料添付が必要となる場合があります。

宅地建物取引業免許（様式ダウンロード・関係書類一覧表）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/menkyo-dl.html#henko>

Google や Yahoo! などの検索サイトで「愛知県 宅建業」と検索

QRコード



### 【問合せ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室不動産グループ  
電話番号 052-954-6582